

平成 22 年度 第 1 回練馬区文化財保護審議会 会議記録

○開催日時

平成 22 年 8 月 31 日 (火) 午後 2 時～午後 4 時半

○開催場所

石神井公園ふるさと文化館 多目的室

○出席者

出席委員 7 名

品田会長・柴辻副会長・漆澤委員・副島委員・古川委員・三田村委員・森委員

区側出席者 6 名

教育長・課長・その他職員 4 名

○諮問の伝達

○議事等

1. 審議事項 平成 22 年度指定文化財・登録文化財について
2. 報告事項 平成 21 年度指定文化財・登録文化財の経過報告
平成 22 年度文化財関連事業の概要
その他

○公開の可否

原則公開 (傍聴人：0 人)

○配付資料

資料 1-1・1-2 平成 21 年度指定文化財・登録文化財関係

資料 2 平成 22 年度文化財関連事業

資料 3 八の釜の湧き水関係

○事務局

練馬区教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課文化財係

TEL 5984-2442

会議の要旨

生涯学習課長	開会の挨拶 (松下会長のご逝去のお知らせ)
柴辻副会長	会長選任まで議事の代理進行
生涯学習課長	事務局職員の紹介
文化財係長	会議の成立について
生涯学習課長	会議の公開について 会長の選任について
会長互選	
品田会長	会長就任挨拶

生涯学習課長 平成 22 年練馬区登録文化財について教育長より諮問させていただきます。

教育長 平成 22 年度練馬区登録文化財について、練馬区文化財保護条例に基づき、下記のとおり諮問いたします。
平成 22 年 8 月 31 日 練馬区教育委員会
文化財を登録することについて 4 点、文化財の登録を解除することについて 2 点、内容については別紙のとおりです。

諮問文読み上げ
挨拶
退席

品田会長 それでは審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長 ではお手元の諮問資料をご覧くださいと思います。
本年度の諮問につきましては、登録物件が 4 件、解除が 2 件です。
それぞれにつきましては、担当職員からご説明いたします。
なお、登録文化財諮問案件の「武内家文書」の一部ならびに「天祖神社東遺跡出土の石核」につきましては、本日この会場に現物を用意しておりますので、議事終了後ご覧いただければと思います。

事務局 1) 文化財を登録することについて
(No.1 「武内家文書」の説明)
次ページ以降、参考のため史料の目録をつけてありますのでご覧ください。
よろしくをお願いします。

品田会長 各諮問について検討をお願いします。
それでは質問がありましたらお願いします。

副島委員 どういう経緯で調べられたのですか？

事務局 武内家文書は平成 12 年に早宮 2 丁目の所有者から区に寄贈されたものです。

古川委員 こういったものは見たことがないです。大工でこういった種類の文書を持っているというのは、不思議だと思いました。村役人はやってないのですか？

事務局 史料を見る限り村役人であったかはわかりませんが、幕末のころ伝馬役をつとめる際に何か組合を仕切る役割をしていたようです。

品田会長 練馬の大工ですか？

事務局 はい、今の早宮 2 丁目あたりです。

品田会長 こういふのはあまりないのでしょうか。

古川委員 由緒ある家系の大工ならば、何々家というのはあります。また民家の場合、勝手に流派を作っているがその点、武内家は興味深い。

- 品田会長 武内家で建てた家などは現存していないのですか。
- 事務局 建築した建物などは把握しておりません。ただ、武内さんは現在も建築業を営んでおります。目録の No. 28、32、41 の史料などに大工としての名が記されていますので、江戸時代後期には明らかに大工をやっていたことがわかります。
- 品田会長 他にもこういった種類のものがありますか。
- 三田村委員 目録を見ても書籍以外は大工と関係ないものが多く、大工の痕跡が感じられませんが。
- 事務局 大工に関する文書類は少ないですが、木材を購入するときの覚書や建物の図面・下書などは何点か残っております。
- 古川委員 大工は個人でなく、集団でその地域・地域で固まってやっているものですが、この武内家ではそのような事がわかるものがありますか。
- 事務局 今まで調査した限りではありません。
- 古川委員 近くに武内家とかかわりのある人で残っている方はありませんか。
- 事務局 残ってはいないと思いますが、あらためて調べてみます。
- 柴辻副会長 今まで指定した文書では、こんなに本が入っているものはありません。今までは本・書籍は文書と切り離していました。今回文書と同じ扱いで登録していいものかと思います。
- 三田村委員 小学校の教科書などは、たまたま入っているだけなのか気になります。
- 柴辻副会長 今までも文書の中に入っている場合は除外しています。こういったものは除外した方がいいと思います。新聞なども入れたら相当な量になる。
- 副島委員 どういう経緯で登録にしようと思われたのでしょうか。平成 12 年から時間がかかっていますね。寄贈していただいたものを文化財に登録することは望ましいこととは思いますが、古いものすべてを登録すると、さまざまな方がふるさと文化館に持ってこられる。今後どうなるのかなと思います。
- 品田会長 こういった意見もふまえて、検討してください。
- 生涯学習課長 直接的ではないのですが、ふるさと文化館にも文書類だけでなく、昭和のものなどの寄贈もあります。ふるさと文化館では基準を設け、寄贈を受けています。
- 副島委員 ふるさと文化館でというのではなく、寄贈されたものを登録する場合にこういった基準で登録するのかということを決めておく必要があります。
- 品田会長 この件は整理しておく必要があります。登録になると、学術的に価値があることになるから、考えようでは何でも登録できることになる。ふるさと文化館では、寄贈されたものが登録しなくても保存はできると思います。
- 事務局 検討したいと思います。

漆澤委員 少し重複しますが、目録も見てみると史料の内容が多岐にわたっていますので、いろんなジャンルの方が活用できるように整理をしていただければ、文化財として学術上でも活用できるのではないかと思います。ご検討いただければと思います。

森委員 内容的に大工は関係のない史料が多いようです。武内家は大工を統括するような立場だったのででしょうか。もう少し何かないと、大工であった武内家ということにならないのではないかと思います。
刊行物としては号外なども含まれており、時代的には価値があるが、これらを文化財として登録するのかを検討しなければならぬ。

事務局 大工としての武内家について、文書以外にも調べてみたいと思います。

品田会長 後で現物を見て、検討することにし、2番目に進めます。

事務局 文化財を登録することについて
(No.2 「天祖神社東遺跡出土の石核」の)説明)

品田会長 はい、ありがとうございます。4行目のバルブは、適正な日本語表記はありますか。()をつけて、日本語表記があるとわかりやすいと思います。

事務局 バルブは「打瘤(だりゅう)」といいます。バルブは剥ぎ取ったあとに残る盛り上がった瘤です。直接石核から剥ぎ取ったものはみられないという特徴があります。

副島委員 一言、そういった説明があるとわかりやすい。

品田会長 石核はどのような形で出土したのですか

事務局 S I 2号住居跡の覆土から出てきました。同じ遺跡で黒曜石の矢じりも出てきましたが、この石核はこれだけで出てきたものです。矢じりも含めて、産地分析を行う予定です。縄文中期でこぶし大の石核が出てきていることは少なく、非常に貴重なものです。

品田会長 天祖神社遺跡の報告書はあるのですか。

事務局 はい。

品田会長 分析はどうやってやるのですか。

事務局 非破壊で蛍光X線で行います。

事務局 長野県のどこが産地かは、分析によりはつきりすると思います。

品田会長 では、次にちがや馬飾りをお願いします。

事務局 文化財の登録について
(No.3 「ちがや馬飾り」)の説明)

品田会長 はい、ありがとうございました。これは「ちがや馬飾り」ですね。

三田村委員 一般的に東日本ではマコモで作り、ちがやで作るのは珍しいです。ちがや自体かなり珍しいので、なぜこの地域でちがやで作るのか不思議です。ちがやという地域でもないですし、マコモがなかったら、そもそも作りませんから。マコモの分布図と七夕馬の分布図はおおよそ重なっています。

品田会長 この辺は確かちがやが多かったのですよね。

事務局 はい、そのとおりです。ただ練馬でも「ちがや」以外にもマコモやワラを使って作る方もいます。

古川委員 すでに何人が登録されているのでしょうか？

事務局 平成3年度にちがや馬飾りが登録となり、保持者1人を認定し、平成4年度に3人追加認定をし、計4人を保持者として登録しました。しかし、その後2人死亡し、今は2人です。どちらも高齢のため、後継者として新たに2人を追加したいということです。

三田村委員 今では各家では飾ってないのですか。

事務局 以前は農家の庭先で、2本の竹の間に荒縄を渡して、ちがや馬飾りを行っていたようですが、現在は昔のように飾ってないようです。

品田会長 ではもうひとつの「ちがや馬飾り」もお願いします。

事務局 文化財を登録することについて
(No.4 「ちがや馬飾り」の説明)

副島委員 山口勝男さんは登録文化財ですか。

生涯学習課長 区登録無形民俗文化財として「ちがや馬飾り」の登録があり、その保持者として認定しています。ですから、今回のおふたりも追加認定としての登録という形になります。

品田会長 登録無形民俗文化財として「ちがや馬飾り」は別にあるのですか。

生涯学習課長 同時に技術保持者といっしょに登録していますので、無形民俗文化財としての登録は「ちがや馬飾り」になります。

品田会長 今回はその保持者の追加認定だということですか。

副島委員 保持者を認定登録とすると、亡くなると解除で、また他の人を認定するということになりますね。

生涯学習課長 この方々は亡くなられた保持者から指導を受けていました。実績としても子供のころからやっておき、習慣的なものを今後も受け継ぐ意思もあり、今回追加認定として諮問させていただきました。

副島委員 無形民俗文化財はどのような場合に登録するのですか。

- 三田村委員 無形民俗文化財の場合は、保存会があります。
会組織にすれば、亡くなられても、受け継がれていきます。保存会として続いていけば、毎回毎回誰がいなくなったから、また誰か加えないと、ということはなくなります。
- 事務局 「ちがや馬飾り」は本来、農家の各家庭で行われていたことなので、個人を保持者として認定してきました。
- 三田村委員 本来はそうだったのはわかりますが、民俗技術を指定する場合には、それに合わせて組織を作ることが多いです。
事務局が主体になることが多いかもしれませんが、組織があれば、認定登録者の解除をする必要もないので、民俗芸能と同じ形にしておくといいと思います。
無形文化財の場合には、個人の登録でいいと思いますが、民俗文化は地域の財産であって、個人のものではないので、保存会にすれば伝承に不便ないと思います。
- 生涯学習課長 今回の2人は北町地域の有志で集まり、この技術をなんとか後世に伝えていこうと活動を行っています。今まで個々に登録していたこともあり、現在登録されている他の方も地域的に少し離れた場所で活動していて、特に何か組織に入っていることもないようです。今後は保存会のような組織も考えていく必要があるかと思います。
- 品田会長 検討してみてください。
- 三田村委員 事務局でそういうものがあれば、網羅できると思います。
- 副島委員 認定登録という形ではなく、これからは「ちがや馬飾り」という無形民俗文化財として登録すればいいことです。
- 品田会長 いろいろ問題点はあると思います。
- 副島委員 諮問の様式ですが、「所有者名」の前に「住所(所在地)」が出てきます。それはとても違和感があり、文化財がまずどこにあるのかということではなく、「所有者名」が大切だと思います。
- 事務局 はい、今後考え直したいと思います。
- 品田会長 今日第1回目ですので、課題を少し整理してください。
次に登録の解除です。
- 事務局 2. 文化財の登録を解除することについて
(No. 1 「谷原の餅搗き唄」の説明)
- 品田会長 続いてお願いします。
- 事務局 2. 文化財の登録を解除することについて
(No. 2 「谷原の麦ボウチ唄」の説明)
- 事務局 「餅搗き唄」「麦ボウチ唄」の歌詞を諮問文の最後に資料として添付しました。
- 品田会長 この「餅搗き唄」「麦ボウチ唄」はそのものが登録ですか。

事務局 はい。

品田会長 保持者が登録されている文化財ということですね。

生涯学習課長 条例では、無形文化財の登録にあたっては、その保持者を認定しなければならないとなっています。無形民俗文化財と保持者が同時にそろって存在しないといけないわけです。「餅搗き唄」「麦ボウチ唄」については、1人ずつしか認定されていませんでした。

品田会長 登録されているわけではないのですね。

生涯学習課長 保持者は保持者として認定されています。
「麦ボウチ唄」などは保持者がいるから、無形民俗文化財として登録されているわけです。後継者がいるのかは時間をかけないとわからないので、一旦解除ということになります。

補足として条例により、登録無形文化財の保持者がすべて死亡したとき、また保持団体のすべてが解散したとき、当該登録文化財の登録は解除されたものとするとなっております。

品田会長 無形民俗文化財とはどういうもので決まってくるでしょう。最近デジタル技術が発達し、残しておけるようになり、唄が再現できるようになると、それも文化財の登録になるのかもしれない。なおかつ、しばらく経ってから、復元することもあり得るわけです。その場合はどうなるのか、将来考える必要があります。条例を手直しをするということも考えなければいけないですね。

副島委員 この方以外に歌える方はいないのですか。

生涯学習課長 「谷原の餅搗き唄」は他にもいると聞いております。

事務局 いっしょに餅搗きを行っていた人はいるようですが、メインはやはり増島兼吉さんです。

副島委員 音源は残っているのですか。

事務局 はい、音源は録ってあります。

品田会長 今日のご意見を事務局で整理をしてください。審議事項は以上です。次に報告事項をお願いします。

生涯学習課長 報告事項(1)
資料 1-1 1-2 . . . 練馬区登録文化財および指定文化財の説明

品田会長 続きまして、報告事項の(2)をお願いします。

文化財係長 報告事項(2)
資料 2 . . . 文化財関連事業計画と概要の説明

品田会長 特になければ、その他の報告をお願いします。

生涯学習課長 その他としては2件ございます。資料 3をご覧いただきたいと思います。7月29日付のお知らせになりますが、国土交通省の方から関係権利者への皆様へ . . . というお知らせが来まし

た。東京外かく環状道路の区域の一部決定についてですが、今年度は生活再建等の観点から緊急性の高い案件の用地買収等に対応することとしており、そのために必要な措置として、段階的に道路区域を決定するという事です。別添の範囲にて道路区域を一部決定することとし、関係権利者の皆様に説明会を開くというお知らせです。この区域内に区の登録文化財である「八の釜の湧き水」が含まれていますので、この区域が道路に決定となりましたので、今回報告させていただきます。「八の釜の湧き水」は民有地であり、今後所有者が国へ相談に行かれるかどうか等について、情報収集していきたいと思っております。

1件目については以上です。

品田会長 この件については、区の登録文化財の「八の釜の湧き水」が道路にかかってしまうということで、これから問題になってくるのではないかと思います。

生涯学習課長 2件目です。石神井ふるさと文化館に隣接して、池淵史跡公園がございます。こちらに区指定文化財の「旧内田家住宅」を復元して、ふるさと文化館の開館に合わせて公開しております。所在地が変更になっています。以上、報告させていただきます。

品田会長 その他事務局から何かございますか。

生涯学習課長 次回予定しておりました審議会についてです。通常は視察ということになりますが、本日諮問の物件を用意しております。この後、ご覧いただくということで、次回の視察は無いこととさせていただきます。

品田会長 以上で審議会を終了します。

諮問物件の閲覧